

科学技術情報整備審議会基本方針検討部会（第3回） 議事要録

日 時：

令和2年2月27日（木）午前10時～正午

場 所：

東京本館人事課研修室

出席者：

基本方針検討部会員4名

竹内比呂也部会長、佐藤義則部会員、生貝直人部会員、北本朝展部会員

館側出席者7名

（幹 事）利用者サービス部長、電子情報部長

（事務局）利用者サービス部サービス企画課長、同部科学技術・経済課長、同課課長補佐、電子情報部副部長（電子情報企画課長事務取扱）、同課課長補佐

次 第：

1. 前回議事要録等の確認
2. デジタルアーカイブの利活用に係るEU等における法整備面の動向 [生貝部会員発表]
3. デジタルデータ・デジタルアーカイブの知識基盤社会における利活用
4. 第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言（骨子案）について
5. その他

配付資料：

（資料1）科学技術情報整備審議会基本方針検討部会関係者名簿

（資料2）基本方針検討部会のスケジュール

（資料3）科学技術情報整備審議会基本方針検討部会（第2回）議事要録（案）

（資料4）基本方針検討部会の検討テーマ（案）について

（資料5）デジタルアーカイブの利活用に係るEU等における法整備面の動向

（資料6）部会（第3回）の論点について

（資料7）第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言（骨子案）

（参考資料1-1）学術情報流通の整備を巡る諸外国の状況調査

（参考資料1-2）諸外国におけるデジタル情報資源の収集制度等

（参考資料2）国立国会図書館所蔵資料のデジタル化の状況

（参考資料3）第二次中間取りまとめ（抄）（平成31年4月 実務者検討委員会）

（参考資料4）読書・学習支援コンテンツ構築及び利活用に関する調査研究（国際子ども図書館調査研究シリーズNo.4 2019年7月 国立国会図書館国際子ども図書館）

議事概要：

1. 前回議事要録等の確認
案のとおり、了承された。

2. デジタルアーカイブの利活用に係る EU 等における法整備面の動向 [生貝部会員発表]

3. デジタルデータ・デジタルアーカイブの知識基盤社会における利活用

生貝部会員が資料 5 を元に発表した。事務局が資料 6 について説明した。

主な発言は次のとおりである。なお、資料 6 の論点のうち、「デジタルアーカイブとデータの学術・教育・地方創生等における利活用」については、次回（第 4 回）に引き続き議論することとし、意見がある場合は事前に事務局にメールで知らせることとした。

○Out-of-commerce（絶版等）資料の利用

- ・ 日本における絶版等に当たる「out-of-commerce」資料について、欧州では、デジタル単一市場における著作権指令や権利者団体とのガイドラインの策定など、公衆に利用可能とするための取組が進んでいる。他方、日本では、著作権法第 31 条第 3 項を根拠とする国立国会図書館による図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）以外は手つかずの状況にある。
- ・ 電子（デジタル）出版の拡大など出版界が変化する中、外部からは電子書籍を含む国内出版物の流通状況を把握し、「out-of-commerce」か否かを確認することは難しくなっている。

○デジタル化・テキスト化

- ・ 商用データベース・サービスへの影響や小説等のネタバレなど、権利者や利害関係者との調整や配慮はもちろん考えていかなければならないが、大原則として、国立国会図書館は、デジタル化を推進し、なおかつその利用可能性を最大限拡張しなければならない。
- ・ 大規模デジタル化（平成 21、22 年度）以降、国立国会図書館のデジタル化は外部からは進展が見えにくい。我が国唯一の法定納本図書館である国立国会図書館には、日本最大の知識が集積されている。「機械が本を読む時代」を迎えた現在、基本的には全てデジタル化し、データとして扱えるようにすべきである。
- ・ 日本語の OCR（光学文字認識）の精度も格段に向上している。全文テキスト化、また検索可能性の確保・向上は、日本の知識基盤の整備の基本方針として掲げる必要がある。
- ・ 権利者との調整では、データ利用の優先権を与えるなど権利者にもメリットがある仕組みも考えられる。事例を積み重ねて調整を図っていくことが求められる。

○デジタル化をめぐる他機関との関係

- ・ 国立国会図書館は、唯一の法定納本図書館として、他機関の所蔵資料も、イニシアチブをとってデジタル化を推進すべきである。図書館送信の枠組みも活用できれば、より期待は高まるであろう。また、国立国会図書館に所蔵がない国内資料について、デジタルデータで補完する方針を明確にしてもよいのではないか。
- ・ 各機関が個別にデジタル化を進めると、一元化又は集約して実施する場合より、費用がかさみ、技術的仕様や権利管理も統一することが難しい。欧州諸国がデジタル化センターを設置し、デジタル化を進めていることは、費用、技術、制度の上で効率的であり、日本にとって参考になる。
- ・ 大規模な全文テキスト検索サービスを提供しようとする場合、複数のデータベースを横断検索する仕組みは技術的にも考えにくい。Hathi Trust Digital Library や Europeana Newspapers のように、データベースを集約する必要がある。

○全文テキストの検索サービス等で配慮すべき事項

- ・ 忘れられる権利など、個人情報・プライバシー等について、検索可能性などデジタルと紙の違いも踏まえる必要がある。Google の検索結果からの削除については、公表しない法的利益と公表する理由に関する諸般の事情を比較衡量して、前者の優越が明らかな場合に認めるという判断基準が示されている（平成 28(許)45 号 最高裁判所第三小法廷平成 29 年 1 月 31 日決定）¹。完全な基準を設けることは難しく、個別事例を積み重ねるほかないのではないか。
- ・ 公的機関の場合、検閲的なものと受け取られないようにすることが重要である。手続きと基本的な判断基準を検討し、ルール化することから始めるべきである。検索結果の中立性（neutrality）は、知識基盤を担う図書館にとって重要である。
- ・ 国立国会図書館には資料利用制限措置に関する規則²、資料利用制限審査会が整備されているが、デジタルについてもオプトアウトの手続きと処理の体制を検討することが重要ではないか。
- ・ OCR も完全ではなく、検索結果の数やランク付けによって、検索結果から資料にアクセスすることが事実上困難なものがあるように、全文テキスト検索も万能ではない。検索はアクセス手段の一つにすぎない。重要なことは、何らかの手段で資料へのアクセスが保障されていることである。

○その他

- ・ 中長期的には補償金制度について考える必要があるのではないか。ドイツでは、教育研究目的であれば、著作者への相当の報酬の支払いを条件として、絶版等だけでなく、新刊もその一部を複製、公衆送信することが認められている。日本でも、地方における知識基盤の確保や高齢化等を考えれば、費用負担の問題はあるが、こうしたオンラインサービスのニーズもあるのではないか
 - ・ 平成 30 年改正で盛り込まれた著作権法第 47 条の 5 により、図書館に限らず、放送番組を録画したものをスニペット形式で所在を検索できるサービスを提供できるようになっている。放送番組等を含むオーディオビジュアルのアーカイブは、欧米諸国に比べて、民間を含め取組が遅れている。知識基盤の整備では、これも考えないといけない。
 - ・ ヨーロピアーナ（Europeana）では、ファンディングエージェンシーに近い機能を前提としており、アグリゲータの立ち上げにも関与し、デジタル化に当たってはスケールメリットを重視している。ソフトなルールづくりと EU によるファンディングが両輪としてうまく機能している。ジャパンサーチでも、これらの強化について検討するのではないか。
4. 第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言（骨子案）について事務局が資料 7 について説明した。主な発言は次のとおりである。
ほかに意見がある場合は、事務局にメールで知らせることとした。
- ・ 「オープン化」というキーワードを入れる必要がある。国が作成したものは、営利非営利を問わず、再利用可能とする潮流がある。その中で国立国会図書館の対応を考える必要がある。
 - ・ 国立国会図書館の基本的な役割と提供するサービスの関係を整理するとよい。

¹ https://www.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail2?id=86482

² <https://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/laws/pdf/a5214.pdf>